

地域子育て支援センター 事務補助

勤務条件について

こども家庭局 子育て支援課

1. 任用根拠

パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）

2. 任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（うち1月は条件付採用期間となります。なお、実際の勤務日数が少ない場合には勤務日数が15日に達するまで期間は延長されます。）

3. 再度の任用

再度の任用なし

4. 勤務場所

栗東市地域子育て包括支援センター（大宝東児童館内）

5. 職種

事務補助

6. 従事すべき業務の内容

- (1) 地域子育て支援センター及び市内児童館の庶務に関すること
- (2) 地域子育て支援センター及び市内児童館職員に関する事務処理補助
- (3) 関係機関への文書配布
- (4) 施設環境整備（ごみ搬出、清掃等）
- (5) その他、所属長が指示すること

7. 勤務日

週4日勤務（毎週月曜日から金曜日のうち4日）

但し、所属長が命じた場合は、この限りではありません。

月平均勤務日数 16日

8. 始業及び終業の時刻、休憩時間並びに時間外勤務及び休日勤務の有無に関する事項

- (1) 始業（ 8時50分 ） 終業（ 17時10分 ）
- (2) 休憩時間（ 50分 ）
- (3) 時間外勤務の有無（ 有 ・ 無 ）
- (4) 休日勤務の有無（ 有 ・ 無 ）

9. 勤務しない日

- ・ 週休日（振替：有） 定例日（ 毎週 土・日 曜日 ）
非定例日（ 週・月当たり 2日 ）

- ・国民の祝日に関する法律による休日
- ・年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）

10. 休暇

(1) 年次有給休暇（初年度5日）

①現年付与分+②前年度繰越分=年次有給休暇数 ※日数は任用通知書に記載

※任用期間や条件及び勤続年数により日数は異なる場合があります。

※特に必要があると認められるときは、時間単位で取得することができます。

(2) その他の休暇

- ① 有給（私傷病、夏季厚生休暇、忌引、公民権行使、官公署出頭、退勤途上、出勤困難、生理日の就業困難、公務上の傷病、現住居の滅失等、結婚）
- ② 無給（妊産疾病、骨髄等ドナー、産前、産後、保育時間、子の看護、短期介護、介護休暇、介護時間）

11. 育児休業等

- (1) 育児休業（可・不可）
- (2) 育児短時間勤務（不可）
- (3) 部分休業（可・不可）

12. 給与

- (1) 報酬の額（地域手当相当額を含む）
 - ア 月額（円）、イ 日額（円）、ウ 時間額（1,095円）
- (2) 賞与の支給（有・無）
- (3) 通勤費の支給（有・無）市規定により支給（常勤職員に準ずる）
- (4) 支払日
 - ① 報酬 翌月 21 日（末日締め）
 - ② 通勤費 翌月 21 日（末日締め）
- (5) 支払方法（指定口座への振込み）
- (6) 給与支払時の控除（法令の規定に基づくものを除く。）（無）
- (7) 昇給（無）

13. 社会保険等

- (1) 社会保険に関する事項

（厚生年金・滋賀県市町村職員共済組合・加入なし）
- (2) 雇用保険に関する事項（有・無）
- (3) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
 - ・地方公務員災害補償法により補償されます。
 - ・業務外の傷病については、滋賀県市町村職員共済組合より傷病手当金等が支給される場合があります。

14. 退職に関する事項

- (1) 任用期間が満了した場合には、退職することとなります。
- (2) 自己都合退職の手続（退職する30日以上前に届け出て下さい。）
- (3) 免職の事由及び手続

① 分限免職（地方公務員法第28条第1項）

次の場合のいずれかに該当するときは、免職される場合があります。

- ア 勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- ウ ア及びイのほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- エ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

② 懲戒免職（同法第29条第1項）

次の場合のいずれかに該当するときは、免職される場合があります。

- ア 法律又は条例、規則若しくは規程に違反した場合
- イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- ウ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

(4) 定年制 (無)

(5) その他の離職事由

- ・死亡した場合
- ・地方公務員法第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合

15. 退職手当 (無)

16. 服務

任期中、地方公務員法の服務に関する以下の各規定が適用されます。

- (1) 服務の根本基準 (地方公務員法第30条)
- (2) 服務の宣誓 (" 第31条)
- (3) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (" 第32条)
- (4) 信用失墜行為の禁止 (" 第33条)
- (5) 秘密を守る義務 (" 第34条)
- (6) 職務に専念する義務 (" 第35条)
- (7) 政治的行為の制限 (" 第36条)
- (8) 争議行為等の禁止 (" 第37条)

※兼業を行うことができますが、兼業を開始した、又は兼業をしている場合には、速やかに所属長に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

17. その他

(1) 安全及び衛生に関する事項 (健康診断)

(2) 休職に関する事項

次の場合のいずれかに該当するときは、休職となる場合があります（地方公務員法第28条第2項）

- ・心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- ・刑事事件に関し起訴された場合

(3) その他

公務のために旅行（出張）した際の費用については、旅費（費用弁償）を支給します。